

# 東京都世田谷区立奥沢中学校 P T A 規約

令和 7 年 5 月 1 日

## 第1章 総 則

第1条 (名称) 本会は東京都世田谷区立奥沢中学校 P T A と称し、事務所を同中学校内（世田谷区奥沢 1-42-1）におく。

第2条 (目的) 本会は保護者と教職員をもって構成し、会員相互の教養の向上ならびに、生徒の教育的環境整備の充実および福祉の増進をはかり、民主的な教育を推進する目的をもった自主団体である。

第3条 (性格) 本会は非営利的、非宗教的、非政党的団体であって、本会の名において如何なる営利的企業も支持し、また他の如何なる職務の候補者も推薦することができない。また本会は学校経営ならびに学校人事に干渉してはならない。

## 第2章 事 業

第4条 (事業) 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

1. 会員相互の教養の向上
2. 生徒の生活環境の整備
3. 生徒の福祉の増進
4. 学校設備充実の促進
5. 社会教育諸機関との連携

## 第3章 会 員

第5条 (会員の種類) 本会の会員は次のとおりとする。

1. 会員 会員は本校に在籍する生徒の保護者と学校長および本校に勤務する教職員とし、ともに平等の権利と義務を有するものとする。  
(個人情報の取扱)
2. 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用していく。

## 第4章 役 員

第6条 (役員の種類) 本会の役員は、次のとおりとする。

1. 会長 1名 (保護者)
2. 副会長 3名以上 (保護者2名以上 教職員1名)
3. 書記 3名以上 (保護者2名以上 教職員1名)
4. 会計 3名以上 (保護者2名以上 教職員1名)

第7条 (役員の任務) 本会の役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長の会務を代行する。
3. 書記は会の議事等を記録するほか庶務を担当する。
4. 会計は会の会計事務を処理し、随時会の収支を報告するとともに定期総会において会計監査を経た決算及び仮決算の報告をする。

第8条 (役員の選任) 本会の役員の選任は次のとおりとする。

役員の選任は前年度末におこなう。

役員は役員ならびに会員中より選出し、本人の承諾を得て、3月総会の承認を得たものとする。  
なお役員選考委員会の細則は別に定める。

第9条 (役員の任期) 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。なお任期中の役員の交代における任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 (役員の兼任) 役員は他の役員、会計監査、学年代表委員および専門委員を兼任することはできない。

## 第5章 委員及び委員会

第11条 (委員の種類) 本会には次の委員をおき、それぞれ委員会を構成する。

1. 実行委員
2. 学年代表委員
3. 専門委員

第12条 (委員の選任) 委員の選任は次のとおりとする。

1. 保護者より選出される委員は、4月総会前各学年別の集会において選出する。
2. 教職員より選出される委員は別に定める。

第13条 (委員の任期) 委員の任期は1年とし再任は妨げない。

第14条 (委員会) 本会に次の委員会をおく。

1. 実行委員会 実行委員会は役員、学年代表委員、各種専門委員会の正副委員長、校長と教職員委員をもって構成し、次の任務をおこなう。なお必要のある場合は実行委員会内に小委員会を設けることができる。

- イ. 総会に提出する議案の作成および調整
- ロ. 決算及び仮決算の承認と予算案の審議
- ハ. 各種専門委員会の事業計画の審議検討ならびに調整
- ニ. 各学年代表委員会の事業計画に対する助言
- ホ. その他いざれの委員会にも属さない事項の企画立案と運営

2. 学年代表委員会 学年ごとに選出された3名以上の学年代表委員と各学年主任教職員をもって構成し、各学年の教育活動を推進する。なお学年代表委員会には正副委員長各1名をおく。

3. 専門委員会 専門委員会は会員（保護者）より選出された、それぞれの専門委員1名ならびに教職員若干名をもって構成する。また、各専門委員会には、委員長1名（保護者）副委員長2名（保護者1 教職員1）をおく。

各委員会およびその任務は次のとおりとする。

- イ. 広報委員会 会員（保護者）より選出。本会の広報を発行し会の活動を全会員に周知させるための取材広報活動をおこなう。
- ロ. 校外委員会 会員（保護者）より選出。地域との協力をはかり生徒の校外生活指導および社会環境整備の推進をはかる。
- ハ. 家庭教育委員会 会員（保護者）より選出。区教育委員会より委託された家庭教育学級を企画・実施する。
4. 特別委員会 特別委員会は、各専門部に属さない事項で、会の目的達成上必要な事由の生じたとき、実行委員会の承認を得て設置する。当該事項の解決にあたり、その目的が達成されたとき解散する。委員は会員があたる。

## 第6章 会議

第15条 (総会) 総会は本会の最高議決機関にして、次の3種とする。但し、4月総会は事情によっては5月上旬までとしてもよい。

総会の成立は会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）を必要とする。

1. 3月総会 3月総会においては新年度役員（会計監査は除く）の承認、事業報告ならびに仮決算報告の承認をおこなう。
2. 4月総会 4月総会においては、前年度決算報告、新年度の事業計画ならびに予算の審議、会計監査の承認、各種委員会の委員紹介などをおこなう。
3. 臨時総会 会長または会員の4分の1以上の要求のあった場合および、実行委員会において総会を開催する必要を認めた場合には臨時総会を開き重要案件を審議する。

第16条 (役員会) 役員は役員会を開き、実行委員会に提出する議案の調整および審議をする。いざれの委員会にも属さない事項の企画立案と運営。

但し、役員会は議決機関としない。

第17条 (委員会) 各種委員会の委員長は必要に応じて随時委員会を開き、各委員会に属する事項について審議する。

但し、実行委員会は会長が招集、開催するものとする。

第18条 (会議の議決) 本会のすべての会議の議決は、出席会員の過半数の同意がなければ成立しない。

## 第7章 会 計

第19条（経費） 本会の諸経費は会費およびその他の収入をもって支弁する。

第20条（会費） 会費の額は総会において承認、決定する。

但し、4月総会の決定までは前年度の会費と同額をおさめる。

第21条（会計年度） 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 会 計 監 査

第22条（会計監査） 本会に会計監査2名をおく。

第23条（会計監査の任務） 会計監査は年間3回以上本会の会計を監査し、その結果を実行委員会及び3月総会で仮決算、次年度4月総会で決算を報告し、承認を得なければならない。

第24条（会計監査の選任及び任期） 1. 会計監査は、年度末に会員（保護者）より募り、4月総会前に公表し、総会で承認を得る。 2. 会計監査の任期は1年とする。

第25条（会計監査の兼任） 会計監査は役員を兼任することはできない。

但し、各種委員（各種委員長をのぞく）は兼任することができる。

## 第9章 附 則

第26条（校長） 校長はすべての会合に出席して学校管理ならびに教育上の意見を述べることができる。

第27条（集会の日程） 3月総会で新年度役員承認後4月総会までに次の集会を持つこととする。

日 程	会 議 名	内 容
3月総会後	役 員 会	新年度活動方針について 予算案の検討
	学 年 集 会	各委員の選出
	学年・専門委員会	活動計画を立てる
	実 行 委 員 会	新年度方針説明 総会に提出する議案の審議、他
5月上旬迄	総 会	前年度予算の決算 新年度予算案の承認

第28条（委員の選出） 委員の選出方法は次のようにおこなう。

生徒1人につき、1回を目安とする。

第29条（細則の制定） 会長は実行委員会の協議を経て、本会の細則を定めることができる。

第30条（規約の改廃） 本会の規約の改廃は、総会の承認を必要とする。但し改正は少なくとも、その改廃の数日前に全会員に知らせておかなければならない。

第31条（規約の施行） 本規約は平成27年4月23日より施行する。

細 則

## 奥沢中学校PTA慶弔規定 (会員と本校生徒に適用する)

- |              |              |         |
|--------------|--------------|---------|
| 1. 死亡の場合     | 会員・生徒        | 10,000円 |
|              | 教職員の配偶者・子・父母 | 5,000円  |
| 2. 結婚の場合     | 職員           | 5,000円  |
| 3. 教職員転退職の場合 |              |         |

- ・在籍年数×1, 000円（祝金）
- ・但し上限を3, 000円とする。  
　　また在籍1年以下は1, 000円とする。

4. その他 特別の事情がある場合、実行委員会で協議決定する。

附則 

- ・この内規は実行委員会にはかり改正できるものとする。
- ・この内規は令和2年4月より実施する。

## 第1章 役員選考委員会細則

第1条 奥沢中学校PTA規約第29条に基づき細則を定める。

第2条 選考委員は学年代表委員が兼任し、役員、教職員各1名以上で構成する。

第3条 役員の選出は次のようにしておこなう。

1. 役員は新1年も含む次年度の会員より選出する。
2. 役員の候補者は当事者間の協議により役職を決定し、選考委員会の承認を得る。
3. 選出された役員を全会員に公表する。
4. 教職員役員の選出は校長に一任する。

第4条 選考委員は選考にあたり次のことを心得とする。

1. 選考委員は交渉にあたり単独で行動しない。
2. 選考委員会は合議制に基づき再度の会合を開くことができる。

第5条 選考事務の取り扱いは選考委員会に一任する。

第6条 選考委員の任期は1年とする。

附 則 

- ・本細則は平成21年3月2日より実施する。

## 第2章 卒業対策委員会細則

第1条 卒業対策委員会の所轄は、規約第5章第14条4の特別委員会とする。

第2条 奥沢中学校PTA規約第29条に基づき細則を定める。

第3条

1. 卒業対策委員は3年生のPTA会員の中から若干名選出する。
2. 委員の互選による委員長1名、副委員長、書記、会計を置く。

第4条

1. 委員は発足後直ちに委員会を開催しその年度の卒業準備・行事企画等を計画する。
2. PTAからの卒業祝い品の準備をする。費用についてはPTA会費から支出する。

第5条 本委員会は、3年生PTA会員の会費をもって卒業関連行事に充当する。

第6条 活動及び計画を、隨時、状況報告として役員会に報告する。

1. 卒業準備及び行事企画等立案時。
2. 委員会解散時。

附 則 

- ・本細則は平成27年4月23日より実施する。

## 第3章 「個人情報取扱方法」細則

第1条 奥沢中学校PTA規約第5条2に基づき細則を定める

第2条 本細則は奥沢中学校PTAが取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定め、個人情報に関する会員の権利・利益を保護し、運用管理を徹底する。

第3条 個人情報の利用目的

1. 会費請求、管理等のための連絡
2. 役員・委員・係り等の名簿の作成
3. 文書等の送付

第4条 個人情報の取得範囲

以下の項目について本人の同意を得た範囲で利用する。

1. 生徒及び保護者氏名
2. 住所・電話番号・メールアドレス

3. 兄弟関係

4. その他必要とするもので同意を得た事項

第5条 取得は転入学及び進級時にPTA会長宛に書面で提出する。

第6条 情報についてはPTA役員が適正に管理し、不要となった個人情報は適正かつ速やかに破棄する

第7条 情報について、誤りや取り消しの申し出があった場合、速やかに訂正や情報の削除を行う。

第8条 本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供しない。

第9条 第三者との間で情報を授受した場合は必要事項を明記し、記録に残す。

附 則

・本細則は平成30年4月1日より実施する

東京都世田谷区奥沢中学校PTA規約 (改正日)

昭和44年 1月27日

昭和45年 3月17日

昭和47年 3月18日

昭和47年12月14日

昭和56年 2月19日

昭和58年 3月11日

平成6年 3月15日

平成10年 3月 7日

平成11年 3月11日

平成12年 3月 4日

平成13年 3月 3日

平成14年 3月 2日

平成17年 5月10日

平成19年 3月 5日

平成21年 3月 2日

平成23年 4月25日

平成27年 4月23日

平成30年 4月 1日

令和2年 4月 1日

令和3年 4月 1日

令和7年 5月 1日